

**令和3年度全国障害者スポーツ大会  
中・四国ブロック予選会出場費補助金交付要綱**

**(目的)**

- 第1条** 全国障害者スポーツ大会（以下「全国大会」という。）に向け、本県の障がい者スポーツを行う団体競技のチーム又は競技団体等の継続的な活動の支援及び競技力の強化を図ることを目的とし、全国大会の予選会である中・四国ブロック予選会の出場に要する経費に対し、予算の範囲内で令和3年度全国大会中・四国ブロック予選会出場費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
- 2 補助金の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

**(補助対象者)**

- 第2条** 令和3年度全国大会中・四国ブロック予選会に愛媛県代表として出場する団体競技（別表参照）のチーム又は競技団体等であること。

**(補助対象事業)**

- 第3条** 補助金の交付対象となる事業は、愛媛県代表として令和3年度中・四国ブロック予選会へ出場するために必要な経費に対する助成を行う事業とする。

**(補助対象経費及び補助金の額)**

- 第4条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年度全国大会中・四国ブロック予選会の出場に要する経費（旅費、需用費、役務費、負担金）とし、予算の範囲内で交付する。なお、補助金の総額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

**(補助対象期間)**

- 第5条** 補助対象期間は令和3年4月1日から大会終了後、選手団が本県に帰着するまでとする。なお、交付決定を受けた事業については、交付決定前に実施したものも対象とする。

**(補助金の交付申請)**

- 第6条** 補助金の交付を申請する団体チームは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

**(補助金の交付決定)**

- 第7条** 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに通知するものとする。

**(補助金の交付条件)**

- 第8条** 前条の補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。
- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならない。
  - (2) 事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金の交付を

受けてはならない。

(4) その他、事業の遂行上、知事が必要と認めて指示した事項を遵守しなければならない。

#### (補助事業の変更等)

**第9条** 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止）承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の重要な内容の変更
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更
- (3) 補助金額の変更

#### (実績報告)

**第10条** 補助事業者は、補助事業完了後1か月以内に補助事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (補助金額の確定)

**第11条** 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

**第12条** 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

**第13条** 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

#### (補助金の概算払)

**第14条** 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (関係書類の保管)

**第15条** 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### (委任)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

全国障害者スポーツ大会中・四国ブロック予選会 競技一覧

（対象：団体競技6競技【11チーム又は競技団体等】）

競技分類	チーム又は 競技団体等分類	競技名	障がい区分
1	1	バスケットボール(男子)	知的
	2	バスケットボール(女子)	知的
2	3	車いすバスケットボール	身体
3	4	ソフトボール	知的
4	5	グラウンドソフトボール	身体
5	6	バレーボール(聴覚・男子)	身体
	7	バレーボール(聴覚・女子)	身体
	8	バレーボール(知的・男子)	知的
	9	バレーボール(知的・女子)	知的
	10	バレーボール(精神)	精神
6	11	サッカー	知的
7	12	フットベースボール	知的

※障がい区分

身体：身体障がい者が出場できる競技  
 知的：知的障がい者が出場できる競技  
 精神：精神障がい者が出場できる競技